

令和6年度 消費者トラブル未然防止動画制作・配信等業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度 消費者トラブル未然防止動画制作・配信等業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 委託業務

以下の業務を行うこととし、詳細については県と協議すること。

また、定めのない事項については、県と十分な協議を行い決定すること。

(1) 広告動画制作及びSNS広告の出稿

①広告動画の制作

ア 内容

- ・消費者トラブルの未然防止のため、一般県民に対し消費者問題への対処策や必要な知識を周知する内容の動画を制作する。

イ 動画の種類

- ・広告用の15秒動画を10本制作する。
- ・うち1本については、「住宅リフォーム工事の点検商法に対する注意喚起」を内容とする。
- ・その他の動画の内容及び制作に当たっては、県と委託契約を締結した後に、県と協議の上で制作することとする。

ウ 動画の構成

- ・アニメーション動画とし、セリフやナレーションの挿入と、それに対応した字幕を付すこと。

エ その他

- ・動画の完成前に複数回県と内容確認及び修正等の校正の機会を設けること。
- ・動画の制作に当たり、著作権等の各種権利に抵触することがないように留意する。また、素材の使用に許可等を要する場合は、受託者が必要な手続きを行う。

②SNS広告の出稿

ア 内容

- ・3(1)①において制作した動画を、SNS広告に出稿する。

イ 媒体

- ・YouTube インストリーム広告への出稿は必須とする。また、先に挙げた媒体以外に効果的と思われるものを活用すること（媒体数は不問）。広告出稿先は、山梨県と協議の上決定する。

ウ 配信対象地域

- ・山梨県内

エ 配信期間

- ・令和6年10月上旬から令和7年3月31日まで

(2) デジタルサイネージでの放映

①内容

- ・ 3 (1) ①において制作した動画を、年代にとらわれず効果的に、多くの県民の目に触れる場所においてデジタルサイネージで放映する。
- ・ 放映場所及び放映スケジュールや回数は提案による。

②場所

- ・ 山梨県内

③放映期間

- ・ 令和6年10月上旬から令和7年3月31日まで

4 成果品の提出

動画完成時及び全ての委託業務完了時には速やかに次の成果品を提出すること

(1) 成果品

- ①動画（広告配信の動画）のデータを収めた電子媒体（DVD-ROM等） 1枚
- ②業務完了報告書 紙媒体1部
- ③実績報告書（配信期間中の年齢ごとの動画表示回数及び再生回数等） 紙媒体1部

(2) 提出期限

- ①については、動画制作後速やかに納品すること。
- ②及び③については、委託業務完了後速やかに提出すること。

5 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用

本業務により制作された動画の著作権、著作権及びその他の権利は県に帰属するものとし、県は、県が主催する各種イベントや出前講座等で放映する場合や県が管理する施設内、学校など教育機関、公共性が高いと判断される場所での放映、ウェブサイト等に随時使用、加工、複製できるものとする。

(2) その他

- ①本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するとともに、必要に応じて随時打ち合わせを行うなど、県との緊密な連携のもと迅速かつ効果的、効率的な遂行を心がけること。
- ②本業務の詳細については県と協議の上決定し、進捗状況をその都度報告すること。
- ③本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上決定することとする。なお、仕様書に明示の無い事項であっても、社会通念上当然に必要なと思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- ④委託業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。